

野党三党提出・国税通則法改正案廃案！

野党三党提出・国税通則法改正案廃案！

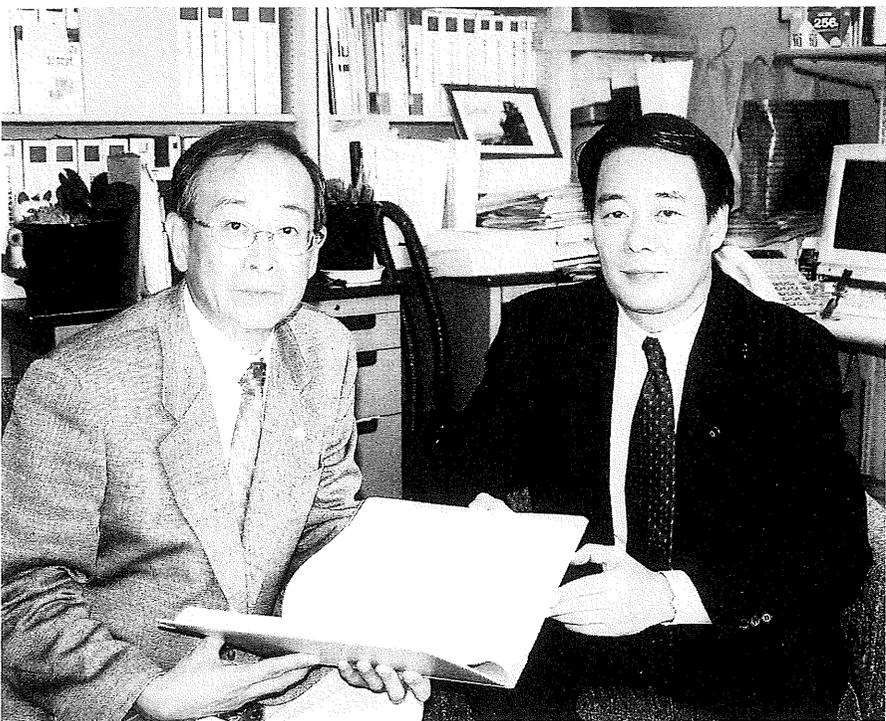
民主党、日本共産党、社民党の野党三党がさる七月十二日、衆議院に提出した「国税通則法一部改正案・日本版納税者権利憲章」(すでに会員諸氏には、同法案及び提出者名を前回のニュースとともに郵送しました)は、審議に入ることなく議院運営委員会に「つるし」状態にありましたが、残念ながら延長国会の会期末七月三十一日をもって他の法案とともに一括廃案となりました。

廃案にはなりませんが、海江田万里(民主党)、古川元久(同)、佐々木憲昭(日本共産党)、阿部知子(社民党)の衆議院財務金融委員会理事が提出者となり、三党に所属する全衆議院議員一三九人が賛成者として名前を連ねたことは大きな前進であり、意義のあることです。民主党の海江田万里衆議院議員は、「廃案になったといってもこの運動が敗北したわけではありません。再び提出するチャンスを与えてもらったと思えばよいのです。私たちの側の力をさらに強めて、粘り強く何回でも提出していきます」と話しています。

昨年(二〇〇一年)の通常国会では、民主党の単独提案でしたが、TCフォーラムの会員からの強い要請により、民主党の海江田万里筆頭理事が野党各党の理事に共同提案を申し入れました。この申し入れを受け、各党が党内手続きに入り、結果、日本共産党、社民党は同法案の共同提案に賛同しましたが、残念ながら自由党は、「納税者権利保護法の制定には賛成だが、共同提案には反対」というねじれた結論となりました。そのため、野党四党の共同提案とはならず、野党三党の共同提案となったのです。しかし、次の国会には野党四党、いや与党をも巻き込んだ超党派で提出する可能性に道を開いたといえます。

日本版納税者権利憲章・国税通則法一部改正案の内容

「国税通則法一部改正案」は、税務行政における国民・納税者の権利保護を基本理念として明記し、国税当局による強権的な税務行政・質問検査権の乱用に一定の歯止めをかけることを狙っています。



海江田万里衆議院財務金融委員会理事(民主党)に
要請内容を説明するTCフォーラム湖東事務局長

具体的には、①国税庁長官に「税務行政基本方針」の作成・公表を義務付けること、②被調査者の住所及び氏名、調査担当職員名、調査理由、調査の根拠法令、調査物件、調査日時・場所、調査日時の変更ができる旨等を記載した事前通知書を十四日前までに納税者に通知しなくてはならないこと、③調査終了後、調査結果を納税者に知らせること、④国民のプライバシーを尊重すること、等を内容としています。

これらの内容は、前の通常国会に民主党が提出したものと変わっていませんが、もし、このような改正案が立法化されたならば、ようやく税務行政の面で諸外国に追いつくこととなります。否、追いつくための第一歩となるのです。

国税当局の抵抗

その反面、国税当局にとつてはルールなき裁量行政が封じられ、成績主義、出世主義に凝り固まった行政運営ができなくなることとなります。そのため、国税当局の同法案に対する抵抗は並大抵のものではありませんでした。彼らは、野党各党の議員に対し、「わが国にはすでに納税者を保護する法制度がある」、「税務行政・税務調査において、わが国の納税者は十分にプライバシーが尊重され権利保護がなされている」、だから納税者憲章は不要だ、などと喧伝して回りました。

また国税当局は、「わが国の場合、挙証責任が常に課税庁側にあるのだから、挙証責任が納税者側にある国のように納税者権利保護法は不要だ」とも言っています。しかし、これはほとんどない誤りです。諸外国においても、課税庁が更正処分を行う際の挙証責任は当然に当局側にあります。逆に、理由付記のない更正処分を行えるのは日本だけです(白色申告者に対する更正処分)。また、米国では一九九八年の「内国歳入庁再編法案」において、小規模法人(正味財産が七〇万ドルを超える法人を除く)及び個人については常に課税庁側に挙証責任があることとなりました。フランスでは、行政庁内部に置かれている「調停委員会」に不服を申し出た場合、挙証責任は常に課税庁側にあります。ドイツでも納税者の収入金額については常に課税庁側に挙証責任があります(必要経費については納税者側にあります)。

このように挙証責任が課税庁側にあるのは日本だけではないのです。もちろん、米国にもフランスにもドイツにも納税者権利保護法があります。国税当局はいかにも日本の課税庁に自由な裁量権がないかのようには言いますが、それは全く逆で、ルールなき税務行政・税務調査を相変わらず続けているのです。

納税者権利憲章制定議員連盟の発足を

残念ながら今国会では廃案となりましたが、納税者権利保護法の制定への道は確実に一歩前進しました。TCフォーラムを中心とする国民・納税者の前に、国税当局は必至で立ちはだかろうとしています。だが、それは無駄な努力となるでしょう。次の国会に向けて、民主党の海江田万里衆議院議員の呼びかけによる超党派の「納税者権利憲章制定のための勉強会」が臨時国会中(一〇月)に発足しようとしています。この「勉強会」は、かつて大淵絹子参議院議員(社民党)を中心として行った「勉強会」を衆議院を中心に発展させるものです。海江田議員は、「この勉強会を今回提出した野党三党をはじめ、自由党・公明党・自民党など与党議員も含めたものにしてほしい」と言っています。そして、次の臨時国会中に会を重ね、できることなら「納税者権利憲章制定議員連盟」を立ち上げたいとしています。

納税者権利憲章は電子申告制度の導入にあたって広く国民各層に必要なものとなります。納税者の権利保護は野党であろうと与党であろうと関係ありません。むしろ与党の議員の中にもその必要性を認めている人が数多くいるはずで、「納税者権利保護法の制定は超党派になじむ」という議員も沢山います。是非、超党派の「納税者権利憲章制定議員連盟」を発足させ、次期通常国会には同議員連盟の名で国会に再提出しなければなりません。そうすれば成立への道はぐっと近づくことになるでしょう。